

特 記 仕 様 書 ①

1. 業務目的

大阪市における都市インフラは、安全・安心で快適な市民生活、活力あふれる都市活動を支える都市空間の実現のため、重要な役割を担っている。これらの都市インフラは、大阪の都市機能の集積、都市経済活動に応じて、創意工夫を凝らした先駆的な取り組みの積み重ねにより、わが国でもトップクラスの整備水準となっている。

道路事業においても、道路の新設や改良をはじめ、道路空間の美化、歴史と文化の薫る道路整備、電線類の地中化、道路環境整備など、道路に求められる機能も多様化している。加えて近年、道路の脱炭素化の推進など、環境への負荷軽減に対する社会的要請への適応も求められている。

一方で、経済の縮小などにより税収の減少が顕在化した平成 15 年ごろから道路事業の一部を休止しており、現在の社会情勢にあわせて、道路事業の再整理を行い、関連する各整備計画の整合を図り、今後の持続可能な道路事業の展開に向けて、道路の整備方針や整備水準、あり方などについて検討実施するものである。

2. 業務内容

2-1. 道路の整備方針・整備水準の検討について

現在、道路の整備方針について、過去からの整備内容や考え方などを整理したものとなっており、現在の社会情勢や経済状況をふまえた事業のあり方や気候変動への対応などを検討する。

また、整備水準については、昭和 61 年から整備計画を策定して以降、長期間にわたり見直しがなされておらず、社会情勢に応じた整備水準（グレードアップ、ダウン含む）を検討する。

（1）現況舗装の把握

- ・大阪市建設局管理の道路において、歩道部の舗装種別を再整理する。（既存資料あり（データ等により提供））

（アスファルト、組合せブロック、平板ブロック、擬石平板ブロック、自然石等）

- ・舗装種別のグレードの区分を、再整理する。

例：自然石等（Sグレード）、擬石平板ブロック（Aグレード）、組合せブロック・平板ブロック（Bグレード）、アスファルト（Cグレード）

（2）大阪市内におけるエリア特性の把握及び高質な都市空間を目指す特定整備エリアの検討

- ・大阪市内のエリア特性として、①地勢、②市街化形成の変遷、③歴史や伝統・文化的資源、④主要な都市空間の構成要素、⑤まちづくり（エリマネ等）などの観点からエリア特性分析を行う。
- ・高質な都市空間を目指すエリアとして、都市再生緊急整備地域（※1）、都心景観形成地域（※2）などを基本に特定整備エリアとして検討を行う。

※1：都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域

※2：大阪市景観計画による都心景観形成地域

(3) 主要幹線道路ネットワークから特定整備路線の検討

- ・主要幹線道路ネットワークは、一般国道（指定区間）、一般国道（指定区間外）、主要地方道、一般府道（市道）に分類されるが、他道路管理者との連続性や道路景観への視点から必要な特定整備路線の検討を行う。

(4) エリア特性や主要幹線道路ネットワークを踏まえた適切な舗装種別グレードの検討

- ・上記(1)～(3)の事前検討をふまえ、現在の社会情勢、経済状況、大阪市を取り巻く環境、道路に求められる社会的要請など多面的な視点から適切な道路の舗装種別グレードの検討を行う。
- ・また、舗装種別グレードの検討にあたっては、当該道路を管轄する工営所と連携や意見交換をふまえて実施する。
- ・舗装種別グレード検討における経済比較を概算、簡易的に実施する。
- ・ダウングレードする場合のスタディとして、配慮する事項の検討を行い、舗装材料選定をする。（気候変動への対応など、2-3で検討を行う）

ポジ要素：地球環境への配慮、気候変動、ヒートアイランド等への対応を前提に検討を行う。

ネガ要素：ブロックのがたつき、夏場のせり上がりなどの安全性のリスク回避

- ・アップグレードする場合の検討として、過去からの各整備計画が未整備（未達）の場合を検討するが、各整備計画を横串連携し、全体として見直しを行う。（各整備計画の見直しは、2-2で検討を行う）
- ・アップグレードする場合の検討として、過去からの各整備計画が未整備（未達）の場合を検討するが、各整備計画を横串連携し、全体として見直しを行う。

(5) 整備水準の見直しにあたる現地実験と効果検証

- ・令和7年度後期および、令和8年度のうち、当該道路を管轄する工営所と連携調整をしながら、整備水準のダウングレードについて、一部、モデル実施を調整中であり、モデル実施計画を立案するとともに、検証計画もあわせて検討を行い、これらのモデル実施計画及び効果検証の取りまとめを行う。
- ・当該道路を管轄する工営所から数か所程度をサンプリング予定としており、市域で10箇所程度、モデル化を予定している。

(6) 整備方針と整備水準のとりまとめと方向性

- ・これまでの取り組み事業の再整理、見直しを踏まえて、新たに道路の整備方針を示すとともに、整備水準との整合を図り、道路事業のあり方を多面的かつ包括的に再整理を行い、整備方針、整備水準のとりまとめをおこなう。
- ・今後、持続可能な道路事業のあり方や方向性を示すガイドライン（案）の検討もあわせて行う。

- ・令和7年度を目途に、ガイドライン（案）のとりまとめを行うとともに、令和8年度の段階でガイドライン（案）を策定し公表する予定としている。

2-2. 道路事業の事業計画、道路整備計画等の見直し検討について

道路美装化計画について、昭和時代から進めてきた幹線道路等の美装化事業計画となっているが、現代の社会情勢にあうよう、事業計画の見直し立案を行う。

歴史と文化の薫る道路整備について、施設の老朽化が著しい状況となっており、デジタル技術等を活用したデバイスの転換の検討を行う。

また、近年事業を進めている検討にあたり、都市防災、都市魅力、歩行者空間の安全快適性の観点から、現在事業を進めている無電柱化整備計画等との整合を図りながら検討を行う。

（1）道路美装化計画の見直し検討

- ・道路美装化計画は、昭和61年に策定された「幹線道路等における道路環境整備推進要綱」をもとに進められてきたが、近年では無電柱化など、防災面を兼ね備えた道路空間の美化という施策が推し進められてきており、旧来の道路空間の美装化というニーズから、防災面と景観面に合わせた、無電柱化の推進が全国的に見ても道路事業の主たる事業と変遷してきたものである。
- ・大阪市の道路事業のあり方として、昭和60年代に策定した整備計画のなかで、未整備ものがあるで、改めて事業の方向性を検討するとともに、持続可能な道路事業とするために、現代の社会情勢や経済状況をふまえ、再整理を行い今後の進め方やあり方の検討をすすめる。

（2）歴史と文化の薫る街道整備検討

- ・大阪の地勢、歴史的背景、街道のあり方などを含めて、府域はもとより近畿圏の歴史街道との整合を図りながら連携しながら進めることとする。
- ・大阪のまちの形成変遷、歴史、伝統など、街道の歴史を含め、情報発信のあり方検討を行う。
- ・その方向性は、デジタル技術を活用したツールへ移行することを基本として、歴史と文化の薫る街道整備の検討を行う。
- ・継続的な情報発信については、多様なメディアの活用検討を行うものとする。

（3）無電柱化計画推進計画の見直し検討

- ・本市では、平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的に、2019年3月に「大阪市無電柱化推進計画」を策定している。
- ・大阪市無電柱化推進計画では、2019年度からの10年間で整備を目指す道路の考え方が示されているが、現計画の後期（5年）にさしかかっており、現計画の見直しを行うとともに、今後の2029年度以降の無電柱化推進計画2.0の進め方の検討を行う。

なお、現在の無電柱化推進計画の進行状況、今後の取り組むべき路線選定や必要工期や事業費の算定は、別途業務委託契約予定（電線共同溝事業・国道 479 号放出共同溝事業に関する CM 業務委託）としている。

- ・また、大阪市無電柱化推進計画 2.0 のとりまとめを行い、パンフレットの作成を行う。

（４）道路改良事業の次期整備路線の検討

- ・一般道路の道路改良事業では、狹隘、変形、屈曲、分断などの道路課題に対応するため、用地買収や地元合意形成などが必要となることから、事業が長期化する要因となっている。
- ・事業が長期化している路線のうち、一定の事業進捗が見られる路線から、事業効果の早期発現が見込めるよう、長期化している要因の課題の解決策などを検討する。
- ・検討にあたっては、計画当時より社会環境も大きく変容し、現在の社会情勢や経済状況、必要とされる道路機能などを踏まえて、道路計画変更を検討する。（既存資料あり（データ等により提供））

（５）道路分野からのあらたな魅力まちづくり検討

- ・まちの回遊性向上など、エリア価値向上、ひいては本市の魅力向上に向けた新たな取り組みの検討を行う必要があり、魅力向上の観点からも今後の道路事業のあり方を検討する。
- ・公共施設である道路は、交通機能（通行、アクセス、滞留）だけでなく、空間形成機能（市街化形成、防災、環境、収容）など、パブリック機能だけにとどまらず、歴史のみちの変遷からコミュニティ形成機能が道路には内在しており、官民が連携したエリアの魅力向上のためコミュニティ形成機能に着想した道路整備と合わせたまちの魅力発信を検討する。

2－3．道路環境整備のあり方検討について

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害が頻発・激甚化するなか、道路分野における脱炭素化の推進等をはじめとする道路環境整備の方向性が示されるとともに、道路網の整備に関する基本理念が、改正道路法（R7.4.9）により創設された。

道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることをふまえ、効率的・効果的な整備に加えて、道路法の目的に明記されていない防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた基本理念を創設し、広範な関係者が道路法により実現すべき理念についての認識を共有できるようにすることとしている。

道路法の改正、とりわけ基本理念の創設、道路分野における脱炭素化の推進の主旨や国の動向をふまえ、脱炭素化の施策検討を行うとともに、環境に配慮した道路環境整備のあり方検討を行う。

また、人や自動車が通行する交通機能、防災空間や生活環境空間、ライフラインを収容する空間機能、まちの街区の形成、土地利用や居住環境を向上させる市街化形成機能に加え、気候変動に対応する環境に配慮する機能を加えた道路環境整備のあり方を検討し、環境に配慮した効果的な道路空間構成や、今後必要となる空間構成要素を含めた検討を行う。

※改正道路法第1条の2（基本理念）

道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の整備及び管理の効率的かつ効果的な実施、道路の適正かつ合理的な利用の促進、道路の防災に関する機能の確保、道路の脱炭素化の推進等を通じ、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを基本理念として行わなければならない。

（１）環境配慮型舗装の検討

- ・保水性舗装、遮熱性舗装の導入効果の検討（既存資料あり（紙媒体により提供））
- ・透水性アスファルト舗装の導入効果の検討
- ・他都市の事例収集、文献調査等

（２）道路分野における脱炭素の推進検討

- ・国土交通省では、「道路分野の脱炭素化政策集 ver1.0」を R6.12 にとりまとめを行い、道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出、低炭素な人流・物流への転換、道路交通の適正化、道路のライフサイクル全体の低炭素化の４つの柱を掲げ、道路照明灯への LED 導入等「協働による重点プロジェクト」が示され、これらを参考に本市での取り組み施策の検討を進める。
- ・今後の道路分野の脱炭素化に向けた取り組みは、以下の３項目を柱に検討を進める。
 - ①道路整備に伴う CO₂ の排出削減（低炭素材料の開発導入、低炭素な建設機械の導入促進）
 - ②道路利用に伴う CO₂ の排出削減（自転車等の利用促進、渋滞対策など）
 - ③道路管理に伴う CO₂ の排出削減（道路管理車両の次世代自動車への転換、LED 照明灯など）
- ・本市の特性を活かした脱炭素化をはじめとする気候変動への対応を踏まえた舗装材や街路樹（樹形状含む）、道路ファニチャー等の検討

（３）低騒音舗装

- ・道路環境をとりまく背景は、平成 5 年環境基本法施行、平成 7 年大阪市環境基本条例施行、平成 7 年 7 月「国道 43 号及び阪神高速道路の自動車交通騒音」に対する国などの賠償責任を認める判決が出され、自動車交通騒音に対する生活環境の改善が急務となった。
- ・本市幹線道路の沿道地域を中心に自動車交通騒音が道路環境の課題となっているが、その対策として H3 年度から低騒音舗装を試験実施、H8 年度より道路補修計画に合わせて実施、H23 年度整備計画の見直しを行ったが、現在では事業費の確保が非常に厳しい状況であり、平成 30 年度から事業を休止している。
- ・一方で、道路表面水の排水機能、雨天時の路面視認効果など安全性向上機能や、過去からの道路環境施策の観点から、現舗装での効果検証を的確に行い、今後のあり方や方向性を検討し、低騒音舗装整備計画の再見直しを行う。
- ・また、平成 30 年からの 5 か年のモニタリングについて、正確な効果検証を行うため、効

果検証結果（騒音）、舗装材の劣化度（空隙の目詰まり）などの調査、交通実態調査を行い、整備効果検証を早期に実施する。

2－4．踏切対策の検討について

本市には 161 か所の踏切道が存在するが、国土交通省から示されている踏切対策の推進にあたり、緊急対策踏切（カルテ踏切）44 か所、令和 6 年 1 月新規踏切指定 10 か所（カルテ踏切重複 7 か所含む）を優先的に対策検討の実施を行うことになるが、残りの踏切についても併せて、優先度や対策手法についての検討を行う。

①踏切道の現況把握

- ・踏切対策の進捗（立体交差化等）により、踏切道の現況を最新のものに更新する。（既存資料あり（データ等により提供））

②踏切対策箇所の優先度の整理

③踏切対策の対策手法の検討（手法を絞っての机上検討）

2－5．交通量調査等の実施

上記 2－1～2－4 における各種検討等に必要となる交通量調査を実施する。

（1）各種現地調査の立案

調査実施にあたり、調査箇所、内容、スケジュール、調査結果の検討方法および管理体制等を記載した調査計画書を作成し、監督職員の承認を得るものとする。

調査にあたっては、別途本市から貸与するこれまでの調査結果（下記の調査結果を参照）や現況の交通規制状況を十分に理解すること。

- ・南海高野線踏切実態調査結果

（2）各種現地調査の実施

①踏切実態調査（南海高野線：帝塚山駅～大和川までの踏切のうち、5 か所（予定））

- ・踏切の遮断状況（ビデオ調査：平日休日各 1 回の計 2 回、始発から終電まで）

ビデオカメラを設置し、踏切の遮断状況及び歩行者、自転車の滞留状況調査

- ・ビデオ撮影結果から各種時間を分析

警報開始から列車到着時間、踏切遮断時間、列車通過から踏切開放時間、各駅停車とその他の準急、特急列車地等との間隔時間、各列車の通過時刻

②道路現況調査（排水性舗装機能調査ほか）

- ・現場透水試験（堺筋線（長堀通～千日前通間）の 10 か所（予定））

（試験要領：1000ml/15s 以上が排水性舗装として必要な性能）

③交通量調査

・断面交通量調査

調査項目	調査箇所	調査日時	調査対象
断面交通量調査	長堀橋交差点～日本橋 1 交差点間	平日及び休日の計 2 回 24 時間	歩行者、自転車、自動車

- ・調査は、平日及び休日の計 2 回実施すること。調査時間は 24 時間とする。
- ・実施日については天候等を考慮したうえで決定することとし、事前に監督職員の承諾を受けること。
- ・自動車の調査種別は、大型車、小型車、タクシー、動力付き二輪車類とする。
- ・交通量については、本線車道部、歩道部に分けて調査を行うこと。
- ・24 時間のうち、昼夜（昼（7 時-19 時）、夜（19 時-7 時））で集計すること。

2－6．協議・調整資料作成

監督職員より別途貸与するこれまでの経過資料を十分に理解したうえで、関係機関や警察、地元等と検討にかかる調整・協議等を行うための資料を作成すること。また、各会議・協議等には、必要に応じて同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書（議事録等）を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。監督職員と協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

（1）協議・調整資料作成

- ・関係者等調整回数は 5 回とする。（行政機関、埋設企業体、鉄道事業者等への検討資料等）
- ・警察協議回数は 3 回とする。（踏切対策、無電柱化計画、道路改良計画等 検討資料等）
- ・有識者ヒアリングは 5 回とする。（道路整備方針、整備水準などの検討資料等）

2－7．報告書作成

本業務の報告書は、「道路の整備方針等検討業務委託（報告書）」としてとりまとめ、A4 版（キングファイル形式）を 2 部提出するものとする。

また、「道路の整備方針等検討業務委託報告書（概要版）」としてとりまとめ、通常の報告書作成とは別に A4 版 2 つ折り糊付け製本を 2 部提出するものとする。また、報告書（概要版）の冒頭には、ダイジェスト版）（Microsoft Word を基本）（A4 版 10 枚程度及びその他関係資料（Microsoft PowerPoint を基本）を作成し添付するものとする。

特記仕様書 ②

1. 適用

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、実施しなければならない。

- 業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降契約分より適用＞

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 歩掛適用年月

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書（令和 6 年度版：国土交通省監修）を適用しています。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>

3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より令和 7 年 2 月 14 日付で示された「令和 7 年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を適用しています。

4. 監督職員

- ① 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。
- ③ なお、監督職員と担当職員が兼務することがある。

5. 配置技術者

- ① 本業務の実施に際し、業務委託共通仕様書の規定に従い実施するものとする。
- ② 各配置技術者（管理技術者、担当技術者）は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制（様式 3）に記載された人物と同一でなければならない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの了解を得なければならない。

6. 安全管理

現地踏査等に関して、工事請負共通仕様書（大阪市建設局）に基づき、道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で行うこと。

7. 関係官公庁への手続き

本業務を実施するに当たっては、所轄警察署への道路使用許可申請や建設局各工営所等への必要な諸手続きを行うものとし、許可条件を遵守し業務を実施すること。

8. 設計協議

- ① 原則として業務着手時においては管理技術者、成果品納入時においては管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。
- ② 中間打合せについては 15 回を計上しているが、監督職員と協議の上打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。また、中間打合せは、各担当職員が行うものとする。
- ③ 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

9. 成果品の納入

成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員の指示に従うこと。

最終の成果品については、報告書 2 部、電子媒体 2 部（報告書に格納）を提出すること。

図面等についてはデータ 1 式（記憶媒体：CD-R を原則とするが、容量に応じて監督職員に確認する。）を提出すること。

図面については SXF 形式または DXF 形式ファイル、数量計算書については Microsoft Excel 形式ファイルを標準とし、本市システムで対応可能なバージョンであるか監督職員に確認をとること。

監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルでもデータを作成し提出すること。

なお、データの提出に際しては、ウイルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウイルス検査の結果を監督職員に報告すること。

なお、最終の成果品については監督職員と協議するものとする。

10. 再委託について

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3) 各種検討、協議・調整資料作成、報告書作成

11. その他

- ① 本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

【追加となる様式】

- 業務委託料請求内訳書（または中間金請求内訳書）

② 本業務により得られた情報は、他に漏洩しないこと。

特 記 仕 様 書 ③

（条例の遵守）

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条 受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）